

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）、本院継続本院議員提出1件の合計2件であり、内閣提出1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類5件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、最近の各選挙における投票率の低下傾向にかんがみ、選挙人がより投票しやすい環境を整えるため、定時登録の回数増加、投票時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講ずるとともに、選挙に関する事務の簡素合理化等を図るため、選挙人名簿に関する事務の改善、候補者届出の添付書類の省略等を行おうとするものである。

委員会においては、20歳代有権者の投票率向上策、不在者投票機会の拡大と手続の簡素化、確認団体の新聞広告公営廃止の是非、即日開票への影響等について質疑が行われた結果、修正案が提出され、討論の後、多数をもって修正議決された。なお、選挙に対する国民の関心を高め、投票率の向上を図る方策について、今後引き続き検討することの外3項目の附帯決議を行った。

11月19日、参議院議員選挙制度の抜本改正を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案について、発議者吉田之久君から趣旨説明を聴取したが、審議未了となった。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年10月17日（金）（第2回）

○上杉自治大臣及び政府委員から発言があった。

○平成9年11月19日（水）（第3回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会参第7号）について発議者参議院議員吉田之久君から趣旨説明を聴いた。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月26日（水）（第4回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）について上杉自治大臣、政府委員、大蔵省、労働省、国税庁及び警察庁当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第15号）

（修正案）

賛成会派	自民、平成、民緑、社民、共産 二院、さき、太陽
------	----------------------------

反対会派 なし

（修正部分を除いた原案）

賛成会派	自民、平成、民緑、社民、二院 さき、太陽
------	-------------------------

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第5回）

- 請願第200号外4件を審査した。
- 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 選挙人名簿に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合のほか、毎年3月、6月、9月及び12月に、選挙人名簿の登録を行うものとするとともに、選挙人名簿は磁気ディスクをもって調製できるものとする。

2 投票に関する事項

(1) 投票時間を、午前7時から午後8時（現行6時）までとするとともに、特別の事情がある場合には、投票開始時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票終了時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるものとする。

(2) 選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることに付いてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものは、投票所に入るすることができるものとする。

3 不在者投票に関する事項

(1) 選挙の当日次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、

不在者投票をすることができるものとする。

- ① 区域を問わず、職務若しくは業務又は自治省令で定める用務に従事すること。
 - ② ①以外の用務又は事故のため投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - ③ 疾病、負傷、妊娠等のため歩行が困難であること又は監獄、少年院等に収容されていること。
 - ④ 交通至難の島等に居住しており、又は滞在をすること。
 - ⑤ 投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- (2) 不在者投票をすることができる時間を、原則として午前8時30分から午後7時（現行5時）までとする。
- (3) 市町村の選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票所において、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間、当該市町村の区域において行われる選挙に係る名簿届出政党等の名称・略称、候補者の氏名・党派別の掲示をしなければならないものとする。

4 その他

- (1) 名称保護の届出をしている政党その他の政治団体は、候補者届出又は名簿届出をする場合に、綱領・党則及び要件該当確認書のうち政令で定めるものの添付を省略することができる。
- (2) 選挙公報掲載文の字数制限を廃止する。
- (3) 参議院議員の通常選挙における確認団体の公営による政策広告を廃止する。
- (4) 当選証書付与の告示を廃止する。

5 施行期日

この法律は、平成10年6月1日から施行する。ただし、2の(2)及び4の(4)は公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から23日以内にかかる場合においては、その総選挙及び通常選挙は、国会閉会の日から24日以後30日以内に行うこと。
- 2 不在者投票をすることができる時間を、原則として午前8時30分から午後7時（現行午後5時）までとすることとあるのを、更に1時間延長して、原則として午後8時までとすること。

【附帯決議】

最近の各種選挙における投票率低下の状況を踏まえ、本法施行に当たり、政府は左記の事項について善処すべきである。

- 1 選挙に対する国民の関心を高め、投票率の向上を図る方策について、今後引き続き検討すること。
 - 2 投票率の向上のための改正の実効性をあげるため、選挙の執行に当たっては、今回の改正内容について国民に周知徹底を図ること。
 - 3 選挙事務の管理執行に当たっては、投・開票の公正確保に努めるとともに、開票の迅速化に留意すること。
 - 4 改正に伴う国政選挙執行経費の支出増については、地方公共団体の負担とならないよう、実情に即し十分な措置を講ずること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
15	公職選挙法の一部を改正する法律案	参	9.10.28	9.11.19	9.11.26 修正 附帯決議	9.11.28 修正	9.12.5 公職選挙 法改正調 査特委	9.12.11 可決 附帯決議	9.12.12 可決
○9.11.19 参本会議趣旨説明									

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
140/7	公職選挙法の一部を改正する法律案	平井 卓志君 外5名 (9.6.3)			9.9.29	未了				